

## 東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和4年7月13日（水）	議案番号	5
所管部署	東京都港湾局		
施工業種	河川工事	等級	A
件名	令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事		
場所	東京都江東区若洲二丁目地先		
概要	別紙のとおり		
工期	契約時：契約確定の日の翌日から令和4年2月28日まで 変更後：契約確定の日の翌日から令和4年8月1日まで		
契約者	五洋建設株式会社		
契約金額	契約時：496,100,000円 変更後：523,864,000円（第1回） 531,630,000円（第2回）		

契約方式	一般競争入札（技術実績評価型総合評価方式）
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全1者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全1者）
施工状況	施工中

## （備考）

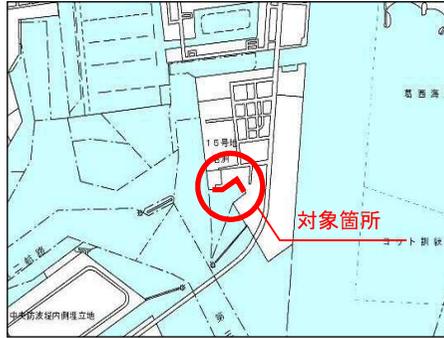
## ○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書
- 9 技術実績評価型総合評価方式（試行）公表事項
- 10 発注経過について

# 若洲油類等貯蔵施設護岸補強事業

令和3年3月10日  
埋立整備課

## 1 事業箇所



## 2 事業目的

埋立護岸補強実施計画に基づき、直背後に危険物貯蔵施設が立地している護岸について、レベル2地震動に対応するよう補強を実施する。

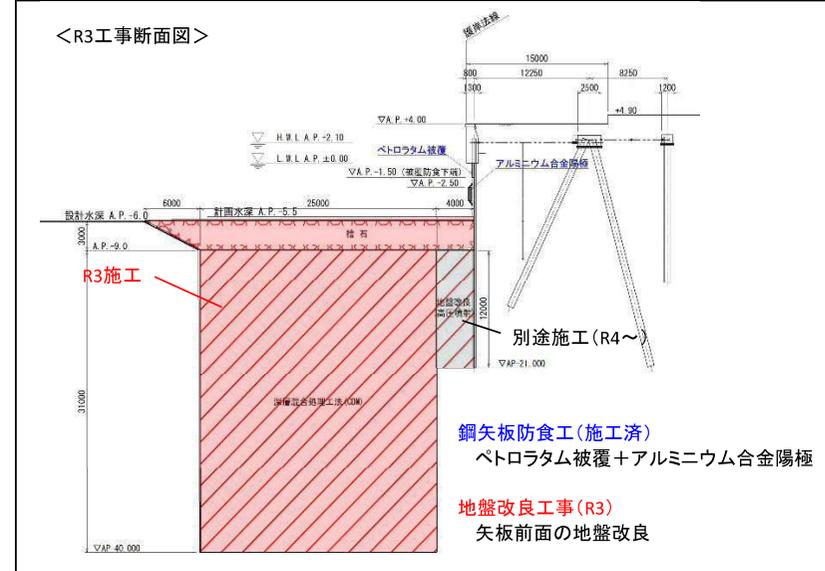
## 3 事業内容

防食工：岸壁前面の鋼矢板の腐食防止を行う。  
地盤改良工：岸壁前面の地盤改良で耐震化を行う。

## 4 工事時期

平成30, 令和元, 令和2年度：防食工事  
令和3年度以降：地盤改良工事

## 6 概要断面

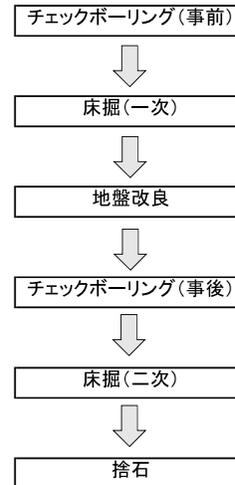


## 5 全体平面図



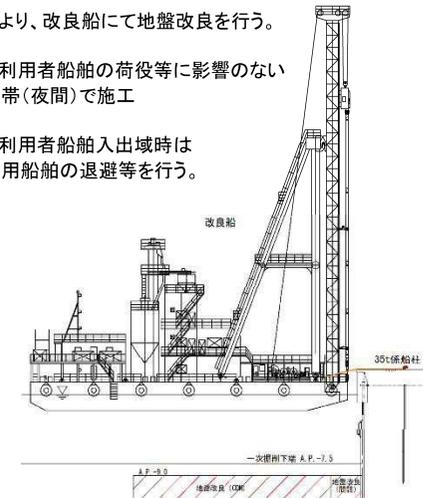
## 7 施工方法 (概略)

### <施工フロー>



### <施工状況図(地盤改良工)>

- 海上より、改良船にて地盤改良を行う。
- 背後利用者船舶の荷役等に影響のない時間帯(夜間)で施工
- 背後利用者船舶入出域時は工船用船舶の退避等を行う。



# 発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	03-00033		
業種	業種	0300:河川工事	
	希望受付業種 1	0300:河川工事	
	希望受付業種 2		
	希望受付業種 3		
件名	【電子】令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事		
履行場所	東京都江東区若洲二丁目地先		
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	契約確定の日の翌日から令和4年2月28日まで		
契約方法	一般競争入札(技術実績評価型総合評価方式)		
予定価格(税込)	事後公表		
発注等級	A		
受付等級	A, B, JV		
工事発注規模	5億円以上 5億5,000万円未満		
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報掲載日			
開札予定日時	令和3年6月24日 9時15分		
希望申請期間	令和3年5月10日 9時00分から令和3年5月14日 16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により希望申請すること。		
希望申請要件 1	東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)案件		
希望申請要件 2	添付ファイル「入札参加条件」参照		
希望申請要件 3			
希望申請要件 4			
希望申請要件 5			
希望申請要件 6			
希望備考	受付時間は、8時00分から21時00分まで(ただし、初日は9時00分から。希望申込(申請)期間最終日は16時00分まで)		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	土木担当		
連絡先	03-5388-2624 内線番号:26-165		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

# 発注予定表 概要

施工延長 20.0m

- (1) 海上地盤改良工
  - ア グラブ床掘(一次掘削) 3,015m<sup>3</sup>
  - イ グラブ床掘(二次掘削) 2,915m<sup>3</sup>
  - ウ 深層混合処理杭打設 117本
- (2) 基礎工
  - ア 捨石投入 2,251m<sup>3</sup>
- (3) 付属工
  - ア 係船柱設置 5基

## 発注予定表 発注予定備考

- 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。
- 本案件は、技術実績評価型総合評価方式(試行)案件なので、添付ファイル「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」をよく参照の上、申し込むこと。  
また、総合評価方式の制度が一部改定されたため、「総合評価方式の一部改定・入札時の留意事項」をよく確認すること。
- 必要書類とその提出方法は、別添「資料作成に関するQ&A」を参照のこと。
- 図面、積算内訳書等の発注図書を、案件公表時から公表する。資格確認結果通知又は指名通知時には原則発注図書を添付しないため、公表時のものを使用すること。  
ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。ICカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。  
なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク(電話03-5388-2790)に確認すること。
- 契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得(その1)【予定価格を事前公表しないもの及び委託契約関係】」をよく確認すること。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】
- 配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。(詳細は別添「入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出に係る取り扱いについて」のとおり。)
- 本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定による監理技術者の専任義務緩和の取り扱いについては、対象外である。
- 本案件は、「休日確保評価型試行工事」の対象案件である。
- 資格確認通知：令和3年5月26日の予定
- 起工部署：港湾局

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年4月26日

東京都知事 小池百合子

### 1 競争入札に付する事項

(1) 工事件名 令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強  
工事

(2) 業種、履行場所、概要、履行期間、契約方法、予定  
価格(税込)、工事発注規模及びその他事項

東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)の入札情報サービスに掲載された発注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」のとおり

(3) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る  
手続は電子調達システムにより行うこと。電子入札の  
運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建  
設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号)に  
よる。

(4) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも  
入札に参加することができる混合入札の対象案件であ  
る。

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された添  
付ファイル「入札参加条件」に記載のとおり

### 3 競争入札参加資格確認申請

電子調達システムの入札情報サービスに掲載された発  
注予定表及び添付ファイル「入札参加条件」に記載のと  
おり

### 4 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 公告の日から令和3年5月14日(金)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 岩田 電話 03-5388-2624(ダイヤルイン)

(2) 3の結果、この入札に参加する資格があると確認された者については、一般競争入札参加資格確認結果通知日から令和3年6月24日(木)までの間、図面及び仕様書(以下「発注図書」という。)を貸与する。

ただし、発注図書の公表を案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

## 5 入札手続等

(1) 入札書の提出及び入札期間 入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から令和3年6月23日(水)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年6月24日(木)午前9時15分

イ 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎南側35階 第1入札室

(3) 入札に際しては、東京都が定めた〔電子入札用〕工事請負等競争入札等参加者心得(その1)(平成17年2月1日付16財経一第2771号。以下「入札心得」という。)

の内容をよく確認すること。

(4) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で、本案件の技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項に定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(7) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(8) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれ

かの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、東京都入札監視委員会運営要領（平成14年3月19日付13財経総第1719号）により、契約事務担当者（連絡先：東京都財務局経理部契約第一課 電話 03-5388-2621（ダイヤルイン））に対して苦情を申し立てることができる。

## 6 その他

(1) 詳細は、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(2) この公告に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(3) この契約事務の担当部署 4(1)イに同じ。

入札参加条件

契約番号	03-00033			
業種	河川工事			
件名	令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事			
その他の事項	電子入札対象	<input type="radio"/>	建設リサイクル法対象	<input checked="" type="radio"/>
	低入札価格制度対象	-	IS09001 試行工事	<input checked="" type="radio"/>
	契約後VE対象	<input type="radio"/>		
総合評価方式	技術実績評価型総合評価方式(試行)案件			
形態	混合入札(単体企業又は2者構成による建設共同企業体)			

本案件の競争入札に参加できる者は、次の資格を満たしていなければならない。

専用の深層混合処理船(4.6 m級)を所有又は保有していることとし、東京都港湾局総務部財務課(03-5320-5532)の確認を受け、**一般競争入札参加資格確認申請書の備考欄に実績確認日を記載の上**、希望申し込みすること。  
 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、確認方法については、当面の間、以下のとおりとする。  
**事前に下記連絡先に電話連絡をした上で**、確認書類を電子メールで東京都港湾局総務部財務課(下記 E-mail アドレス)宛てに送信すること。また、電子メールで対応できない場合は東京都港湾局総務部財務課契約担当まで連絡すること。  
 TEL: 03-5320-5532 (東京都港湾局総務部財務課契約担当直通)  
 E-mail: S0000513@section.metro.tokyo.jp

○単体企業による申込みの場合

- 下記①から④までの条件を全て満たす者であること。
- 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03 河川工事に格付されていること。
  - 当該業種の格付がA等級の者又は次の条件のいずれかを満たすB等級の中小企業者であること。
    - 官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※: 175,000千円以上
    - 民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※: 350,000千円以上
  - 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。
  - 東京都と契約する営業所(本店を含む。)の所在地が都内にあること。

○建設共同企業体による申込みの場合

第1順位構成員となる者の要件

下記①から④までの条件を全て満たす者であること。

- 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03 河川工事に格付されていること。
- 当該業種の格付がA等級の者又は次の条件のいずれかを満たすB等級の中小企業者であること。
  - 官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※: 166,667千円以上
  - 民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※: 333,334千円以上
- 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- 東京都と契約する営業所(本店を含む。)の所在地が都内にあること。

第2順位構成員となる者の要件

下記①から④までの条件を全て満たす者であること。

- 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種03 河川工事に格付されていること。
- 当該業種の格付がB等級の中小企業者、C等級の中小企業者又は次の条件のいずれかを満たすD等級の中小企業者であること。
  - 官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※: 33,334千円以上
  - 民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事経歴※: 66,667千円以上
- 本店が都内にあり、かつ、東京都と契約する営業所(本店を含む。)の所在地が23区内にあること。
- 業種07 建築工事の格付が当該業種の格付より2格以上上でないこと。

J V の要件 企業体の構成順位は、格付順位の順で構成されていること(逆転不可)。

出資割合	第2順位の者の出資割合については20%を下回ってはならないこと。	
この入札に参加できない者	入札参加禁止中	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、東京都が行う競争入札への参加を禁止されている者
	指名停止中	東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者
	経営不振の状態にある者	会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態にある者。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。
	排除措置中	東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者
	落札直後の者	令和3年4月26日から同年5月25日までの間に、WTO案件を除く予定価格9億円未満の東京都財務局経理部契約第一課土木担当発注の工事(以下「他案件」という。)を落札した者。ただし、その落札した案件を関連事業者として落札した者及び本案件の関連事業者を除く。
	2週連続希望している者	この入札の希望申込期間の前週及び前々週に2週連続で他案件への資格確認申請又は希望申込み(以下「希望申請等」という。)を行っている者。ただし、前週又は前々週に希望申請等をした他案件の関連事業者及び本案件の関連事業者を除く。
	同一週2案件の申込	この入札の希望申込み期間と同一の期間に他案件への希望申請等をしている者
	逆関連事業者	関連工事を最近3年間にしゅん功し、かつ工事成績評定が60点未満であった者又は関連工事を施工中で履行実績が5割に満たない者
	関係する会社	入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)
<p>※ 関連事業者とは、関連工事を受注した事業者をいう。          関連工事とは、同一業種で、かつ、当該履行場所と隣接する場所の工事をいう。</p>		

《単体企業及び建設共同企業体の第1順位構成員を含む構成員全者が対象》

【配置予定技術者の条件】

- ① 当該工事案件の開札日において他の工事に従事していないこと。
- ② 営業所専任技術者でないこと。(代表者又は代理人を配置予定技術者に指定する場合は、営業所専任技術者の確認できる書類(専任技術者証明書様式第八号等)を添付すること。)

【配置予定技術者に関する提出資料】

次の書類を資格確認申請時に添付ファイルにより提出すること(これにより難しい場合は、原則、郵送すること(締切日必着))。

監理技術者を選任する場合	・ 監理技術者資格者証の写し ・ 有効期限※内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し ※有効期限…監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・ 監理技術者資格者証で、資格確認申請時において3か月以上の雇用関係を確認できない場合は、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し
主任技術者を選任する場合	・ 資格確認申請時において、3か月以上の雇用関係を確認できる書類の写し及び工事業種に対応する資格証の写し又は実務経験に係る書類

【単体企業及び第1順位構成員の配置予定技術者の変更】

資格確認申請受付終了後に配置予定技術者を変更する場合には、次の書類を原則、郵送により提出し、積算内訳書の確認時まで確認を受けること。

※ 可能な限り入札締切日までに提出をお願いします。

※ 積算内訳書の確認時に提出する場合は、事前に財務局経理部契約第一課土木担当に連絡をお願いします。

① 「工事希望票兼予定監理技術者等調査(電子調達システムの「契約制度」よりダウンロード可能)」

② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】

③ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書(様式4)及び根拠資料※

④ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※

⑤ 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書(様式4)及び根拠資料※

(※③、④及び⑤の詳細は別添「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」参照)  
なお、変更後の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることが上記資料で確認できない場合には、配置予定技術者の変更はできないため注意すること。

【第2順位構成員の配置予定技術者の変更】

資格確認申請受付終了後に第2順位構成員の配置予定技術者を変更する場合には、次の書類を原則、郵送により提出し、積算内訳書の確認時まで確認を受けること。

① 「工事希望票兼予定監理技術者等調査(電子調達システムの「契約制度」よりダウンロード可能)」

② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】

【主任技術者の兼務】

本件は、主任技術者の兼務をすることができる。

なお、主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印又は署名前の兼務申請書を資格確認申請時に添付ファイルにより提出することとし、資格確認結果通知時においては確認印押印又は署名済みの申請書を原則、郵送によりできる限り早く提出すること。

○主任技術者の兼務に関する問い合わせ先

東京都港湾局東京港建設事務所埋立整備課  
江東区青海2丁目4番24号 青海フロンティアビル 19階  
電話 03-5500-2491

配置予定技術者

<p>事業協同組合</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、単体企業となる者の要件を満たす者が単独で参加できる。その場合は、分担下請予定業者及び連帯保証人について事前に契約第一課の承認を得ること。なお、事業協同組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の組合員はこの入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。</p>
<p>建設共同企業体にかかる注意事項</p>	<p>① 建設共同企業体名は、できるだけ簡略にすること。          ② J V協定書中の建設共同企業体の所在地は、東京都内にするものとし、復代理人がいる場合は当該復代理人の所在地を入力すること(入力画面ではJ V代表者の本店所在地が初期表示されるので、注意すること。)          ③ 次のア及びイの書類を作成し、記名・押印しておくこと(落札候補者となった場合は、積算内訳書を提出する際に併せて提示すること)。          ア J V協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書【電子入札システムの画面印刷】  <u>各構成員の代表者印は、実印を使用すること。</u>          イ 委任状(復代理人用)又は使用印鑑届(代表会社の受付票に代理人印又は使用印の欄がある場合のみ)          ④ 見積資料表紙の記名については、J V所在地及びJ V名並びにJ V代表者の所在地、会社名及び代表社名を記載すること。          復代理人を立てている場合は、更に代理人の所在地、会社名及び代理人名を記載すること。</p>

※令和3/4年度東京都建設工事等入札参加資格として申請した最高完成工事経歴(本案件の業種が順位格付の場合は総完成工事経歴を含む。)  
 ※現在、建設共同企業体で都発注工事を施工中である場合は、構成員が同一とならない建設共同企業体を構成するよう努めること。

入札参加条件に関する問い合わせ先及び郵送先

〒163-8001  
 新宿区西新宿二丁目8番1号  
 財務局経理部契約第一課土木担当  
 電話 03-5388-2624 (直通)

第1回 入札経過調書

	文書番号	3財経一第310号				
	契約番号	03-00033				
	開札日時	令和3年6月24日 9時15分				
	開札場所	都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室				
	公表区分	事後公表				
	予定価格	509,179,000円(税込) 462,890,000円(税抜)				
	基準価格	461,565,408円(税込) 419,604,917円(税抜)				
	特別基準価格	412,063,641円(税込) 374,603,310円(税抜)				
件名	令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事					
落札者	五洋建設株式会社	落札金額	97.4% 496,100,000円			
住所	東京都文京区後楽二丁目6番1号					
	入札者氏名	入札金額(税抜)	価格点	技術点	評価値	備考
	五洋建設株式会社	451,000,000円	19.6262	25.5000	45.1262	
記事	履行場所 東京都江東区若洲二丁目地先 工事概要 施工延長 20.0m (1)海上地盤改良工 ア グラブ床掘(一次掘削) 3,015m <sup>3</sup> イ グラブ床掘(二次掘削) 2,915m <sup>3</sup> ウ 深層混合処理杭打設 117本 (2)基礎工 ア 捨石投入 2,251m <sup>3</sup> (3)付属工 ア 係船柱設置 5基 工期 契約確定の日の翌日から令和4年2月28日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位までで表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した桁までで表示している。)。					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。  
 落札金額は、入札金額に記載してある金額に100分の10に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(単数単価契約の場合を除く。))。

令和 3 年 12 月 24 日

## 契約内容の変更について (本文)

契約番号	03-00033		
件名	令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事		
適用条項	契約条項第18条		
変更契約書等	東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第38条第6号の規定により契約書の作成を省略し、同規則第39条の規定により請書等を提出させる。		
契約の相手方	五洋建設株式会社		
契約年月日	令和3年6月25日		
履行場所	東京都江東区若洲二丁目地先		
契約金額	既定	変更	増△減
	496,100,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 45,100,000円)	523,864,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 47,624,000円)	27,764,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,524,000円)
履行期限	既定	変更	増△減
	契約確定の日の翌日から 令和4年2月28日 まで		
前払金	既定	変更	増△減
	198,400,000円		
中間前払金	既定	変更	増△減
変更内容			
令和3年12月22日決定の2港臨企第298号「工事変更書(第1回:変更)【増額】令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事」工事変更理由書のとおり			

令和 4 年 2 月 10 日

## 契約内容の変更について (本文)

契約番号	03-00033		
件名	令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事		
適用条項	契約条項第18条及び第19条第3項		
変更契約書等	東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第38条第6号の規定により契約書の作成を省略し、同規則第39条の規定により請書等を提出させる。		
契約の相手方	五洋建設株式会社		
契約年月日	令和3年6月25日		
履行場所	東京都江東区若洲二丁目地先		
契約金額	既定	変更	増△減
	523,864,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 47,624,000円)	531,630,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 48,330,000円)	7,766,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 706,000円)
履行期限	既定	変更	増△減
	契約確定の日の翌日から 令和4年2月28日 まで	契約確定の日の翌日から 令和4年8月1日 まで	104日間
前払金	既定	変更	増△減
	198,400,000円	-----	-----
中間前払金	既定	変更	増△減
	-----	-----	-----
変更内容	令和4年2月9日決定の2港臨企第298号「工事変更書(第2回:変更)【増額】令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事」/工事変更理由書のとおり		

# 東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

## 公表事項

工事件名：令和3年度若洲油類等貯蔵施設護岸補強工事

令和3年4月

東京都港湾局

## 1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

## 2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 「過去の工事成績評定」申告書（様式1）

イ 上記アの根拠資料として、6(2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式2）

エ 「企業の同種工事等の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

オ 「企業の優良工事表彰の実績」申告書（様式3）及び根拠資料

カ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書（様式4）及び根拠資料

キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」申告書（様式4）及び根拠資料

ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」申告書（様式5）及び根拠資料

コ 「地域における実績」申告書（様式6）及び根拠資料

サ 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の有無」申告書（様式9）及び根拠資料

シ 「環境への配慮実績」申告書（様式11）及び根拠資料

ス 「雇用・就業への配慮実績」申告書（様式12）及び根拠資料

セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」申告書（様式13）及び根拠資料

ソ 「女性活躍推進の実績」申告書（様式14）及び根拠資料

タ 「都内中小企業との共同企業体結成の実績」申告書（様式15）及び根拠資料（競争入札参加希望者が単体の場合は提出不要）

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である者については、入札参加を認めない。

また、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが60点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7(1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

### 3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。  
なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

### 4 価格点の評価方法

- (1) 価格点の評価は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = (\text{式①} \times 0.13 + \text{式②} \times 0.87)$$

「入札価格  $\geq$  基準価格」の場合

$$\text{式①} = 30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 30 \times \left[ \frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

「基準価格  $>$  入札価格  $\geq$  特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 30 \times \left[ \frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

「特別基準価格  $>$  入札価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

※ 式①及び式②の上限は30点とする。

※ 最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※ 最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は30点とする。

※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ (1)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

- (2) 基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に1/10（昇降機設備工事にあつては2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の7.5/10に満たない場合は、予定価格（税抜）の7.5/10とし、設定金額が予定価格（税抜）の9.2/10を超える場合にあっては予定価格（税抜）の9.2/10とする。

#### 《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.55$$

※解体工事の場合は、①の乗率を0.8とする。

#### 《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の7.5/10とする。

#### 《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の7.5/10を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の9.2/10を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の7.5/10を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

## 5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績、仕事と家庭の両立支援配慮実績又は女性活躍推進の実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)		
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28	
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2		
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3		
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)	
	地域における実績	地域における実績点	1	2	
	IS09001 又は 14001 の認証取得の有無	IS09001 又は 14001 の認証取得の実績点	1		
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5	複数の実績を有する場合でも0.5点とする。
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5		
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ワークライフ・バランス認定企業」の実績点	0.5		
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進の実績点	0.5		
都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1		

## 6 技術点の評価方法

### (1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日<sup>(註)</sup>の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事	類似工事
工種：軟弱地盤処理工事	工種：軟弱地盤処理工事
工法・型式：深層混合処理工法	工法・型式：深層混合処理工法
施工総本数：117本以上	施工総本数：59本以上

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

(注)「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

(2) 「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

競争入札参加希望者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

(3) 「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料1による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

#### (4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和24年法律第100号）上の業種について、一級技術者（建設業法第15条第2号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は3点、二級技術者（建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は2点、その他の技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は1点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一 級 技 術 者	3
二 級 技 術 者	2
そ の 他 の 技 術 者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

#### (5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は1点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか1件について、監理技術者として関わった場合は1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの提出時点において、40歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に2点、それ以外の場合に1点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に2.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1.5点、それ以外の場合に1点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が係わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点	配置予定技術者が40歳以下又は女性の場合の実績点
監理技術者（同種工事）	3	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1	2
監理技術者（類似工事）	1.5	2.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5	1.5
なし	0	1

同種工事及び類似工事は、6(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）、生年月日が証明できる資料（健康保険証等）及び女性であることを証明する資料（健康保険証等）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合には3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合には2点、それ以外の場合には0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80点以上	3
75点以上80点未満	2
75点未満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は－3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは－3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ り	-3
な し	0

算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評定通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：— 隣接する区市町村：中央区、墨田区、江戸川区、港区、品川区、大田区、江東区
--

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」の算定方法

「ISO9001 又は 14001 の認証取得の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

ISO9001又は14001の認証取得の有無	ISO9001又は14001認証取得の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、認証に係る登録証等の認証取得を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直前に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加算対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
な し	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し、当該報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用

している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」の算定方法

「東京ワークライフバランス認定企業」の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ワークライフバランス認定企業認定実績の有無	東京ワークライフバランス認定企業認定の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進の実績点」の算定方法

「女性活躍推進の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進の実績の有無	女性活躍推進の実績点
あ り	0.5
な し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14) 「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は1点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

- (15) 技術点は、7 (1) により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

## 7 配置予定技術者の取扱い

- (1) 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- (2) 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

## 8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加希望者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に競争入札参加希望者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類 授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事等表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
住宅政策本部	賞状	本部長	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱
	感謝状	都営住宅経営部長	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈呈要綱
	感謝状	所長	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
建設局	賞状	局長	建設局優良工事等公表要綱
	賞状	所長	建設局事務所長優良工事等公表要綱
	賞状	局長	建設局災害復旧等功労者公表要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建設工務部長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良工事等公表要綱
		部長、所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記表彰制度により表彰されたものとみなす。

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認すること。

## 対象期間一覧表(令和3年度)

令和3年度の 公表開始日	令和3年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成28年 1月1日から令和2年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 1月1日から令和2年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無	5	平成30年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
		地域における実績	6	平成30年 1月1日から令和2年12月31日まで	
		単価契約工事又は緊急施行事の実績	8	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
		環境への配慮実績	11		
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	13	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
		女性活躍推進の実績	14		
		7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績
過去の工事成績評定	1				平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
優良工事表彰の実績	3				平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績			4	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
	優良工事の実績			4	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
事故及び不誠実な行為の有無	5			平成30年 7月1日から令和3年 6月30日まで	
地域における実績	6			平成30年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
単価契約工事又は緊急施行事の実績	8			平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで	
環境への配慮実績	11				
仕事と家庭の両立支援配慮実績	13			平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
女性活躍推進の実績	14				
10月1日から 12月31日	10月1日			企業の施工能力	同種工事等の実績
		過去の工事成績評定	1		平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		優良工事表彰の実績	3		平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
		配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績	4	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
			優良工事の実績	4	平成28年 7月1日から令和3年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無	5	平成30年10月1日から令和3年 9月30日まで	
		地域における実績	6	平成30年 7月1日から令和3年 6月30日まで	
		単価契約工事又は緊急施行事の実績	8	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで	
		環境への配慮実績	11		
		仕事と家庭の両立支援配慮実績	13	平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
		女性活躍推進の実績	14		
		1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績
過去の工事成績評定	1				平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
優良工事表彰の実績	3				平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで
配置予定技術者の 能力	同種工事等の実績			4	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
	優良工事の実績			4	平成28年10月1日から令和3年 9月30日まで
事故及び不誠実な行為の有無	5			平成31年 1月1日から令和3年12月31日まで	
地域における実績	6			平成30年10月1日から令和3年 9月30日まで	
単価契約工事又は緊急施行事の実績	8			平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで	
環境への配慮実績	11				
仕事と家庭の両立支援配慮実績	13			平成28年 4月1日から令和3年 3月31日まで	
女性活躍推進の実績	14				

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。  
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。